(5) 医療提供体制の確保

東京都では、365 日 24 時間の安心・安全の医療と、患者中心の医療の実現を目指して、都民が症状に合った適切な医療サービスを受けられ、かつ自らが主体的に医療に参加できるようにするための地域医療提供体制の整備、救急医療の充実、在宅療養環境の整備等に取り組んでいます。

医療施設の現状

都内には、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院から、地域に密着した身近な医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療施設が存在しています。

医療施設数						(実数)		率((人口10万対)
				全国	東京都		全国	東京都	
(平成28年10月1日)				土 国	総数	区部	王国	総数	区部
	病院数		(所)	8,442	651	429	6.7	4.8	4.6
	病院病床数		(床)	1,561,005	128,351	80,032	1,229.8	942.1	853.7
内訳		一般病床数	(床)	891,398	81,363	59,567	702.3	597.2	635.4
	_	療養病床数	(床)	328,161	23,921	13,247	258.5	175.6	141.3
	り記	精神病床数	(床)	334,258	22,412	6,946	263.3	164.5	74.1
	٥/١	結核病床数	(床)	5,347	510	173	4.2	3.7	1.8
		感染症病床数	(床)	1,841	145	99	1.5	1.1	1.1
資料:厚生労働省	一般診療所数		(所)	101,529	13,184	10,129	80	96.8	108
「平成28年医療施設調査	歯		(所)	68,940	10,658	8,327	54.3	78.2	88.8
「平成28年底療施設調査」	一日平均外来患者数		(人)	1,355,757	143,032	109,155	1,068.1	1,049.8	1,164.3
十成20年例阮報吉]	-6	日平均在院患者数	(人)	1,250,769	102,238	62,038	985.4	750.4	661.7
	病	末利用率	(%)	80.1	79.7	77.7			

東京都保健医療計画

東京都の保健医療に関し施策の方向を明らかにする 基本的かつ総合的な計画である「東京都保健医療計画 (平成30年3月改定)」(計画期間:平成30年度から 35年度まで)を策定しています。

策定に当たっては、団塊の世代が後期高齢者となる 平成37年(2025年)に向けて、東京の医療提供体制 を維持・発展させていくため、平成28年7月に策定し た「東京都地域医療構想」と一体化し、本構想の実現 に向けた具体的な取組などを記載しています。

計画の趣旨と基本理念

東京都地域医療構想において、「東京の 2025 年の医療~グランドデザイン~」である「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた4つの基本目標を掲げました。

東京都保健医療計画は、東京都地域医療構想の達成に向けた取組を具現化し、推進していくための計画です。

誰もが質の高い医療を 受けられ、 安心して暮らせる「東京」



4つの基本目

I 高度医療·先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

Ⅱ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保·育成

保健医療圏

保健医療施策を総合的に推進するため、保健医療資源の適切な配置を図り、保健医療機関相互の連携を 図る地域的単位として、一次から三次までの保健医療圏を設定しています。

一次	住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域(=区市町村)
二次	一般の入院医療を確保するため、病院の病床の整備を図るべき単位(一般病床及び療養病床の基準病床数を算定する単位)であると同時に、医療機関相互の連携を図り、専門的保健サービスとも連携して、都民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域
三次	複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者への対応などの特殊な医療を提供するとともに、全都的な保健医療 サービスを確保していく圏域(=都全域)

計画の3つの柱と推進主体

安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、 都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、 計画の推進主体である医療提供施設や行政機関、都民 などがそれぞれの役割を果たしながら、ライフステー ジを通じた健康づくりや、急性期から回復期、在宅療 養に至る切れ目のない医療連携体制を確保していきます。

また、保健医療と介護、福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支えあう体制の充実を進めていきます。

東京都保健医療計画の体系図

健康づくりと保健医療体制

- ○超高齢化社会における医療提供体制の構築
- ○ライフステージを通じた健康づくり
- ○地域包括ケアシステムにおける治し、支える 医療の充実
- ○切れ目のない医療連携体制の整備

高齢者・障害者福祉の 提供体制

- ○医療・介護・福祉の連携
- ○大都市特性を踏まえた地域包括 ケアシステムの構築
- ○利用者ニーズに応じた適切な 支援体制の構築

計画の推進主体

- ○医療提供施設 (病院、診療所、薬局等)
- ○保険者 ○都民
- ○NPO ○関係団体
- ○行政機関

健康危機管理体制

- ○感染症予防·医療対策
- ○食品・医薬品等の安全確保
- ○生活環境の安全確保

計画の推進体制

各疾病・事業単位で設置している協議会等において、 事業の進捗状況や指標などについて評価・検討を行い、 取組を推進するとともに、その状況を、医師や看護師 等の医療を提供する立場の者や医療を受ける立場の者、 学識経験者などで構成する「東京都保健医療計画推進 協議会」で定期的に評価、検討します。

また、地域の医療機関、医療関係団体、保険者、区 市町村等からなる「地域医療構想調整会議」において、 病床機能の分化・連携や在宅療養の推進等について協 議を行っていきます。

医療に関する情報の提供

都民(患者)が主体的に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療に関する正しい知識を得られるような支援を行っています。

東京都保健医療情報センター

都内の医療機関の所在地・診療時間・診療科目などに関する情報提供や相談対応を行う総合窓口として「東京都保健医療情報センター」を設置しています。

○保健医療福祉相談

都民からの相談や問い合わせに専門相談員が対応しています。

○医療機関案内サービス「ひまわり」

医療機能情報提供制度に基づき、都内の医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表しています。

自宅や勤務先など、指定した住所地に近い医療機関 を探すことができ、また、診療科目や外来受付時間、 交通手段、診療設備や対応可能な検査など、医療機関 の詳細な情報を得ることができます。

HP http://www.himawari.metro.tokyo.jp/ 携帯電話 http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/

○外国語による医療情報提供サービス

(対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)外国語で診療が受けられる医療機関や日本の医療制度などについて相談員が外国語で案内しています。 電話 03-5285-8181 (毎日午前9時~午後8時)

知って安心暮らしの中の医療情報ナビ

救急受診の方法や相談窓口、入院時の医療費の内容などについて正しく理解し、医療機関を適切に利用いただくため、冊子やホームページでの情報提供を行っています。

東京都こども医療ガイド

0歳~5歳前後の子供の病気に関する基礎知識やケガの対処法などの情報を提供するホームページとして、「東京都こども医療ガイド」を開設しています。

外国人への医療

外国人患者の増加に対応するため、外国人患者の受 入体制の整備等に取り組む医療機関を支援するととも に、外国人患者への医療情報等の効果的な提供に取り 組んでいます。また、地域の実状に応じた、外国人患 者が症状に応じて安心して受診できる仕組の構築を目 指します。

医療機関への支援

医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、「外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP」の認証取得に取り組む病院や、外国人向けパンフレット等の作成や院内資料の多言語化等を行う医療機関への支援、医療機関向けの外国人患者対応の研修、電話による医療機関向け救急通訳サービスを行っています。

○医療機関向け救急通訳サービス

(対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語)

救急で来院された患者が、日本語が不自由なために 診療に支障を来すような場合に、登録した医療機関向 けに電話による通訳サービスを行っています。

英語・中国語

平日 午後5時~翌朝9時

休日等 午前9時~翌朝9時

韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語

平日 午後5時~午後8時休日等 午前9時~午後8時

外国人患者が症状に応じて安心して受診等が できる仕組みの構築 新規

行政や医療機関、関係団体や宿泊施設等、関係機関による会議体を設置し連携を強化するとともに、地域の医療機関及び関係機関が連携し、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関に受診できる仕組みづくりを進めていきます。

地域医療提供体制の整備

増大・多様化する医療需要に対し、東京都では、地域に不足する医療を量的・質的・機能的に補完・整備し、トータルな地域医療提供体制の確立に取り組んでいます。

疾病ごとの医療連携体制の推進

がんや脳卒中を始めとする生活習慣病は、患者数が 多く死亡率が高く、症状の経過に応じて救急医療から 福祉サービスまでを視野に入れたきめ細かな対応が必 要です。

○脳卒中医療連携体制の構築

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる体制を確保するとともに、急性期を脱した患者が地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目指します。

○糖尿病医療連携体制の構築

予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、 糖尿病患者の重症化予防、合併症予防の取組、地域に おける病院・診療所間の医療連携の仕組みを構築する ことを目指します。

リハビリテーション医療

リハビリテーション医療提供体制の中核となる東京都リハビリテーション病院を運営するほか、地域リハビリテーション支援センター (おおむね二次保健医療圏ごとに指定)を拠点にした従事者への研修など、地域のリハビリテーションの支援を行っています。また、回復期リハビリテーション病棟の確保に対する支援を行っています。

歯と口腔の健康づくり

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」を策定し、 都民の目指す姿「都民がいつまでもおいしく食べ、笑 顔で人生を過ごすことができること」を掲げ、都民自 らの取組を促すとともに、都や区市町村等が協力して 都民の歯と口の健康づくりを推進しています。また、 都立心身障害者口腔保健センターを設置し心身障害児 (者)等の歯科診療や研修事業などを行うとともに、在 宅歯科医療の推進として、要介護高齢者等に多く見ら れる摂食・嚥えん下障害に対する支援や在宅歯科医療 に必要な医療機器等の整備に対する補助等を行ってい ます。

在宅療養支援体制の強化

医療や介護が必要になっても誰もが住み慣れた地域 で安心して生活できるよう、在宅療養環境を整備して いきます。

地域における在宅療養体制の確保

地域における医療と介護の連携を推進するため、在 宅療養支援窓口の設置、24 時間診療体制や後方支援病 床の確保等の切れ目のない在宅医療・介護提供体制の 構築、医療・介護関係者等の情報共有、医療的ケアが 必要な小児等の在宅療養体制の整備など、区市町村の 地域の実情に応じた取組を支援します。

在宅療養を担う人材の育成・確保

○在宅療養を担う人材の育成

地域において、在宅療養の推進、多職種連携の強化等の役割を担う「在宅療養リーダー」を養成します。

○在宅医療への参入促進に向けた取組 新規

訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象とした、在宅医療に関するセミナーを開催し在宅医療への参入促進を図るとともに、小児医療に関する在宅医及び多職種向けの研修を実施し、小児等の在宅医療を担う人材の育成・確保を図ります。

在宅療養生活への円滑な移行の促進 新規

入院患者が安心して在宅療養生活に移行することが できる環境を整備するため、入院医療機関における入 退院支援の取組を更に進めるとともに、入院時(前) からの入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連 携・情報共有の一層の推進を図ります。

また、入院医療機関と地域の医療・介護関係者の相 互理解の促進を図ります。

がん医療対策

東京都がん対策推進計画

東京都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画」(計画期間:平成30年度から平成35年度まで)を平成30年3月に策定し、急速に進む都民の高齢化やがん患者のニーズの多様化を踏まえて、がん対策を一層充実・強化していきます。また、AYA世代などのライフステージに応じた、医療提供・相談支援の体制づくり等の新たな課題に取り組んでいます。

がん医療提供体制の整備 一部新規

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定する「がん診療連携拠点病院」や「地域がん診療病院」 及び、がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を持つ「東京都がん診療連携拠点病院」や、がんの発症部位ごとに同等の診療機能を持つ「東京都がん診療連携協力病院」において、専門的治療、緩和ケア及び医療連携等の取組を総合的に行っています。

また、がんと診断された時から在宅療養に至るまで 患者がどこで療養していても切れ目なく適切な緩和ケ アが受けられる体制を整備するため、緩和ケアに携わ る医療従事者の育成等に取り組んでいます。さらに、 緩和ケアの充実を図るため、都内医療機関等の実態に

■東京都がん対策推進計画

全体目標

がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。

目標1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を図ります。

- ○予防及び早期発見の取組
- 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための食生活や、身体活動等の生活習慣に関する取組の推進
- 未成年者を含めた、喫煙・受動喫煙防止対策の取組強化
- 感染症に起因するがんの予防の推進
- がん検診受診率の向上や検査の受診率向上のための区市町村や職域への支援
- 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上

目標2 患者本位のがん医療の実現を目指します。

- ○患者・家族が、診断から治療、その後のフォローも含めた全ての時期において、全人的なサポートを受けられる「トータルケア」の視点を踏まえたがん医療の提供
- ○がんの集学的治療の実施体制の充実及び地域のがん医療の水準向上
- ○ライフステージに応じたがん医療の提供
- ○がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
- ○新たな治療法・がん研究・がん登録の推進

目標3 尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指します。

- ○多様な二一ズに応じた相談支援体制の充実
- ○ライフステージに応じた支援の充実
- ○がんの正しい理解の促進

52

関する調査を行います。

小児がん診療連携の推進

希少がんである小児がんの医療水準の向上を図るため、都内の小児がん拠点病院等による診療連携ネットワークを整備し、診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組むとともに、地域の医療機関への研修を実施していきます。

AYA世代のがん患者への医療提供体制の構築 新規

都内のAYA世代のがん患者への適切な医療提供体制を構築するため、医療機関等のAYA世代に対する 医療提供等に関する実態を調査します。

(※) AYA世代:主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代

がん患者の治療と仕事の両立等の推進 一部新規

がん患者の治療と就労の両立等を支援するため、が ん患者の就労等に関する調査を実施するとともに、企 業等に対する普及啓発に取り組みます。

がん研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、都立 病院や都内医療機関等と連携を図りながら、がんの次 世代診断法及び治療薬の開発に係る研究を推進します。

東京都がんポータルサイト

がんに関する様々な情報を掲載した「東京都がんポータルサイト」を開設しています。

救急医療の充実

いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じて 適切な医療を迅速に受けられるよう、初期・二次及び 三次からなる救急医療体制を整備しています。

〔初期救急医療〕 入院を必要としない患者に対する医療 〔二次救急医療〕 入院を要する中等症患者等に対する医療 〔三次救急医療〕 生命危機を伴う重篤患者に対する医療

休日・全夜間診療事業

入院治療を必要とする救急患者(内科系・外科系) に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急 入院が可能な病床を確保しています。

救急搬送患者受入体制強化事業

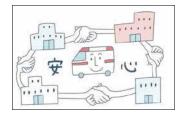
救急医療機関において救急搬送患者の受入依頼に対 応できないケースを減らすため、医師や看護師以外で も対応可能な調整業務を行う人材(救命救急士)を配 置し、受入体制の強化を図ります。

救急医療の東京ルール

迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者 の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の 理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の 取組を進めています。

○ルール I 救急患者の迅速な受入れ

地域の救急医療の中 核となる「東京都地域 救急医療センター」を整 備するとともに、全都 的な救急患者の受入先 調整を行う「救急患者



受入コーディネーター」を東京消防庁に配置し、救急 医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患 者を迅速に受け入れる仕組みを構築しています。

地域救急医療センター:

救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と並行して、地域内の救急医療機関の連携体制を基盤として、受入先の調整を行う医療機関です。

救急患者受入コーディネーター:

地域救急医療センターが行う地域内の調整では患者受 入が困難な場合、東京都全域で調整を行います。

○ルール I 「トリアージ」の実施

緊急性の高い患者 の生命を守るため、 救急医療の要否や診 療の順番を判断する 「トリアージ」を救急 の様々な場面で実施 します。

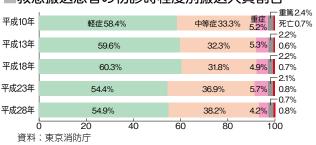


○ルールⅡ 都民の理解と参画

都民の大切な「社会資源」である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心掛けます。



■救急搬送患者の初診時程度別搬送人員割合



転院搬送体制等の整備

医療機関から転院搬送する際に、緊急度に応じて病院所有の救急車や患者等搬送事業者を活用する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、救急車の適正利用を推進します。また、高齢者施設における救急対応について、関係機関等と協力して作成した手引きの活用を働きかけ、医療機関への搬送などの円滑化を図ります。

東京都こども救命センター

他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤 患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、 迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど4施 設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための 施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。

休日・全夜間診療事業(小児)

休日の昼間及び毎日の夜間において、主として入院 治療を必要とする小児の救急患者に対応する救急医療 機関を365日確保しています。また、軽症者を含めた 多数の患者が集中する医療機関には、緊急度の高い患 者を判別するためのトリアージナースを配置していま す。

東京都小児医療協議会の設置

医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。

地域小児医療研修事業

都内の診療所の医師を対象として小児医療に関する 臨床研修等を実施し、地域の小児救急医療水準の向上 を図るとともに、地域において小児救急医療を担う人 材の確保を進めています。

周産期医療の充実

安心して子供を産み育てることができるよう、地域において妊娠、出産から新生児に至る周産期医療をリスクに応じ効果的に提供する総合的な周産期医療体制を確保しています。

周産期母子医療センター機能の確保

NICU (新生児集中治療管理室)を有し、ハイリスクな妊産婦や新生児に常時対応できる周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、機能の強化を図っています。

周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する 支援を行い、周産期医療体制の充実を図っています。

母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産褥婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体救命体制の確保を図っています。

周産期搬送コーディネーターの配置

総合周産期母子医療センターの管轄区域内では受入 困難な事例等について、地域間の搬送調整等を集中し て行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母 体・新生児を迅速に医療施設につなげます。

周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)の確保

ミドルリスクの妊産婦に対応できる救急医療機関を 「周産期連携病院」に指定し、施設整備への支援を行う ことで、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体 制を確保します。

また、周産期連携病院における NICU の設置を支援しています。

周産期医療ネットワークグループの構築

周産期母子医療センターを中核とした一次、二次、三次の周産期医療機関による周産期医療ネットワークグループを構築することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた周産期医療提供の仕組みづくりを行います。

多摩新生児連携病院の確保

区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩 地域において、比較的リスクの高い新生児を受け入れ る「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生 児受入体制の強化を図ります。

小児等在宅移行研修

周産期母子医療センター等から在宅療養等への円滑な移行を促進するため、医師・看護師・理学療法士・MSW・保健師等を対象に研修を実施します。

在宅移行支援病床の運営

NICU 等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともに NICU 等の満床の解消を図ります。

NICU 等入院児の在宅移行支援

周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等による外泊訓練や関係機関の調整会議等に要する経費を補助し、NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行に向けた支援を充実します。

新生児医療担当医の育成支援

臨床研修修了後の専門的な研修において小児科を選択し、かつ NICU 等で新生児医療を担当する医師に対して研修医手当等を支給する医療機関に対し補助を行うことで、将来、NICU 等で新生児医療を担当する医師の育成を図ります。

災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速 やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行える よう、体制を整備しています。

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄

「東京都地域防災計画」において、医療情報の集約一元化、初動医療体制、負傷者等の搬送体制などを定めています。区市町村では、医療救護所への救護班の派遣や医薬品などの備蓄に努めています。東京都では、東京 DMAT や都医療救護班を派遣するとともに、医療救護所などに供給する医薬品等を備蓄しています。

災害拠点病院の整備

災害時に主に重症者の受入れと医療救護班の派遣機能を担う「東京都災害拠点病院」を整備するとともに、

医療資器材を備蓄しています。

医療施設耐震化の促進

震災発生時における医療機能を確保するため、都内 全病院を対象に耐震診断、新築建替、耐震補強工事へ の助成を行い、病院の耐震化の一層の促進を図ってい きます。

災害医療派遣チーム (東京 D ディーマット MAT)の整備

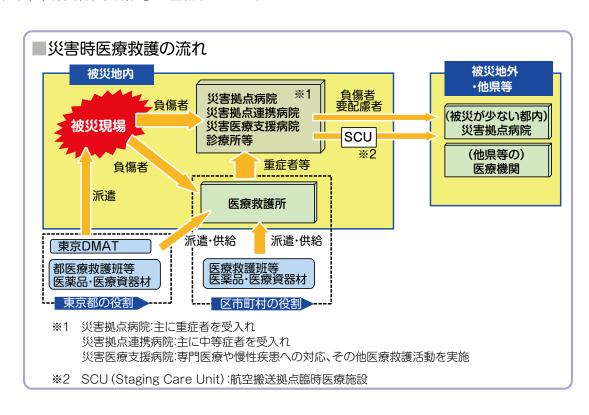
DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師などからなる医療チームです。

初動医療体制の充実・強化を図るため、救命救急センター等を中心として東京 DMAT 指定病院に指定し、東京 DMAT を配置しています。

また、食料、生活必需品、通信機器等の装備を搭載した東京 DMAT カーを全ての東京 DMAT 指定病院に配備するとともに、NBC 災害発生時に傷病者の救命と東京 DMAT の安全な活動を図るため、NBC 特殊災害チームを指定しています。

災害医療協議会

災害時において発災直後から中長期に至るまで、関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図るため、医療関係者、警察、消防、自衛隊、区市町村等で構成される協議会を設置し、検討を進めています。



地域災害医療連携会議

地域の医療関係者、区市町村等で構成される「地域 災害医療連携会議」を二次保健医療圏単位で配置し、 医療の状況など地域の特性に応じた災害時の医療連携 体制等について検討しています。

災害医療コーディネーターの配置

災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「災害医療コーディネーター」を都及び二次保健医療圏ごとに配置しています。

へき地医療対策の充実

離島や山間地域などのへき地を対象とした医療対策 を実施しています。

東京都へき地医療支援機構

へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するため、 事業の企画・調整を行う「東京都へき地医療支援機構」 を設置するとともに、機構内に、へき地町村、関係医 療機関、学識経験者等からなる「東京都へき地医療対 策協議会」を設け、へき地医療対策に係る総合的な意 見交換、調整等を行っています。

医療従事者確保支援

へき地町村からの要請に基づき、自治医科大学卒業 医師や、大学病院等の事業協力病院に所属する医師・ 歯科医師の派遣を行うとともに、医師等の雇用に要す る経費をへき地町村に補助することにより、医師等の 安定的な確保に努めています。

また、医療系職種全般を対象とした職業紹介や代診 医師の派遣等を行う無料職業紹介事業所を設置するほか、医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島 しょ町村に対して、その経費の一部を補助することに より、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援し ています。

診療支援

島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合、東京消防庁及び海上自衛隊のヘリコプター等で、島しょ医療基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に、365日24時間搬送する体制を整備するとともに、屋上ヘリポートを有する等の民間・国立病院とも患者の受入れ等に関する協定を締結し、救急患者搬送体制の充実を図っています。

また、島しょ医療機関と都立広尾病院との間でエックス線やCT画像等を送受信することにより、島にいながらにして専門医の助言を受けることができる、画像電送システムを活用して、診療支援を行っています。このほか、へき地町村が行う眼科や耳鼻咽喉科等の

専門診療事業について、専門医確保の調整や経費の補助を行っています。

医療提供体制の整備

へき地医療機関の診療基盤を確保するため、診療所 の整備や医療機器の購入に要する経費等を補助してい ます。

医療人材の確保と質の向上

都民(患者)の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

医師確保対策

○東京都地域医療対策協議会

医師等医療従事者の安定的確保のため、医療関係者 や都民等から成る協議会で検討を進めています。

○東京都地域医療支援センター

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、医療機関における医師確保支援、奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進していきます。

○東京都地域医療医師奨学金制度

都内大学の医学部生に奨学金の貸与や大学と連携した教育的支援を行い、小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師の確保を図っていきます。

○東京都地域医療支援ドクター事業

多摩・島しょの医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都職員として採用し、へき 地医療機関や市町村公立病院へ派遣します。

看護職員確保対策

○都立看護専門学校

都内の医療機関などに従事する看護師を養成するため、看護専門学校を7校設置しています。28年度の卒業生は、562人で、都内学校養成所卒業生総数の約10%となっています。

○看護師等養成所運営費補助

看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより、教育内容の充実と都内看護師等の 充足を図っています。

○東京都ナースプラザ

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する 離職者の再就業を促進するため、就業相談やあっせん、 再就業促進のための研修などを行い、看護職員の確保 や都内定着、資質向上を図っています。

○看護師等修学資金貸与

都内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学し、将来都内で看護業務に従事しようとする学生に対し、修学資金の貸与を行い、都内の看護職員の確保及び質の向上を図っていきます。

○看護職員定着促進支援事業

就業協力員による病院への巡回訪問や二次保健医療 圏を基本とした集合研修の実施を推進し、看護職員の 定着に向けた病院の取組を支援することにより、看護 職員が安心して働き続けられる環境の整備を促進して います。

○新人看護職員研修体制整備事業

新人看護職員の早期離職防止を図るため、病院の臨 床研修体制の充実に取り組んでいます。

○看護職員地域確保支援事業

地域における復職支援研修や再就業相談を実施する など、看護師等の再就業を支援しています。

○看護外来相談開設研修事業

在宅療養の充実、看護職員の資質向上を図るため、 医師との連携の下、患者に対するケアや指導を行う看 護外来相談の開設に向けた研修や施設整備などの支援 を実施しています。

○院内助産所・助産師外来開設研修

院内助産所や助産師外来の開設を促進するため、医療機関の管理者や助産師等を対象に研修を実施しています。都民(患者)の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

○島しょ看護職員定着促進事業

島しょへの出張研修及び短期代替看護職員の派遣により、島しょ看護職員の勤務環境改善と定着促進を図っています。

医療従事者確保対策

○東京都医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、「東京都医療勤務環境改善支援センター」を設置しています。本センターでは、労務管理・医業経営の専門家チームによる相談体制を確保するなど、医療機関における勤務環境改善の取組を支援しています。

○医師・看護職員の勤務環境改善や復職支援

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し、離職

防止と定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた取組を支援していきます。

○医療従事者の資質向上

保健医療サービスの高度化、多様化に対応できるよう各種講習会を実施し、医療従事者の資質の向上を図っています。

○学校養成所等の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法令及び学校養成所等の指定規則に基づき、指定・変更承認及び指導を行っています。また、一部の学校養成所等については、指定及び変更承認申請等の国への進達を行っています。

医療の安全確保

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心・満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療の安全対策を促進します。

医療施設などの許認可・監視指導

医療法に基づき、病院の開設許可や医療法人の設立 認可などを行っています。

また、病院が医療法に規定する医療従事者数、構造 設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているか どうか、立入検査を実施しています。

医療安全支援センター事業

地域における医療安全確保対策を推進するため、多 摩地域の都保健所(5か所)、保健所設置市及び特別区 に設置された各医療安全支援センター等への支援を実 施するほか、引き続き「患者の声相談窓口」において、 医療に関する都民からの相談に応じます。

医療安全支援センター

平成19年4月の医療法改正に伴い、①医療に関する相談・苦情対応、医療機関・住民への助言、②医療安全の確保に関し必要な情報提供、③医療安全に関する研修、④区域内における医療安全確保のために必要な支援等を行うために、都道府県、保健所設置市及び特別区に設置されています。

死体検案・解剖

社会秩序の維持や疾病の予防など公衆衛生の向上を 図るため、区部では、死体解剖保存法に基づき、東京 都監察医務院が不自然死の死体検案及び解剖を行い、 死因を明らかにしています。

なお、多摩・島しょ地区では医師会や大学等に委託 して実施しています。

(6) 保健施策の推進

「都民一人ひとりが主体的に取組む健康づくり」や「がん予防対策」、「難病患者・原子爆弾被爆者支援」、「自殺総合対策」など、都民の視点に立った総合的な地域保健サービスに重点的に取り組んでいます。

また、国民皆保険制度の基盤となる「国民健康保険制度」や75歳以上の方を対象にした「後期高齢者医療制度」の健全な運営を支援しています。

保健所・保健センター

保健所及び保健センターは、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として設置されています。保健 所は地域保健に関する広域的、専門的、技術的な業務を実施し、保健センターでは健康相談や健康診査など、住民 に身近な保健サービスを提供しています。

■設置主体

	東京都	多摩地域(八王子市及び町田市を除く。)、島しょ地域			
保健所	特別区	23 🗵			
	中核市・保健所政令市	八王子市、町田市			
保健センター	ンター 各区市町村				

■都保健所の業務

都保健所では、所管する二次保健医療圏における広域的な事業調整や市町村支援、健康危機管理体制の整備などに取り組んでいます。

内 容	主な業務			
市町村支援	助言、各種研修、事業協力、市町村の主体的な取組への支援(包括補助)等			
企画機能	地域保健医療推進プランの策定・推進・評価、先駆的事業の企画等			
健康危機管理	健康危機管理体制整備、新型インフルエンザ対策等			
衛生教育	広報・普及啓発、各種講習会等			
統計調査	各種統計調査、地区診断等			
保健医療	地域医療連携の推進、医療安全支援センター(患者の声相談窓口)、医師等の免許申請受付等			
歯科保健	歯科保健普及・教育、障害者歯科相談等			
薬事衛生	薬物乱用防止対策、薬局等の開設許可・監視指導等			
環境衛生	室内環境保健対策、理容・美容、クリーニング、旅館等の営業許可・監視指導、水質検査等			
食品衛生	飲食店・食品製造業等の営業許可・監視指導、食中毒対策等			
保健栄養	栄養調査、特定給食施設指導、野菜メニュー店の普及、栄養成分表示等の監視指導等			
成人保健	生活習慣病予防対策等			
環境保健	アレルギー教室、大気汚染保健対策、花粉症対策等			
医療給付及び助成	療育医療給付、結核医療費助成等			
感染症予防	感染症発生届出・受理等			
エイズ対策	抗体検査、相談、予防に関する普及啓発等			
結核対策	患者·家族検診、接触者検診、DOTS(直接服薬確認療法)推進事業等			
母子保健	障害児の療育相談、指導等			
精神保健福祉	精神保健福祉相談、訪問指導、社会復帰促進事業等			
難病対策	在宅難病患者訪問相談・指導、医療機器貸与、骨髄ドナー登録受付等			

総合的な自殺対策の推進

自殺は、個人的な問題としてのみ捉えられるべきも のではなく、その背景には様々な社会的要因があり、 社会的な支援により防止していくことが重要です。

東京都は社会全体による取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進し、一人ひとりのかけがえのないいのちを大切にし、だれもが生きやすい東京の実現を目指します。

「ここナビ」は東京都の自殺総合対策に関する情報を 集約したホームページです。

自殺総合対策東京会議

自殺総合対策東京会議において、東京の自殺の現状 を把握し、関係機関と連携して総合的な自殺対策を検 討するとともに、東京都自殺総合対策計画(仮称)を 策定します。

東京都地域自殺対策推進センター

区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう東京都地域自殺対策 推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化 します。

自殺防止!東京キャンペーン

自殺問題への認識や社会的取組の必要性について、 広く都民の理解を促進するため、9月と3月に自殺予 防のキャンペーンを実施しています。

東京都自殺相談ダイヤル

~こころといのちのほっとライン~

自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への積極的な支援を行っています。

東京都こころといのちのサポートネット

救急医療機関等に搬送された自殺未遂者を、地域で 継続して支援できる医療機関や相談支援機関等につな げることで、自殺未遂者が再度自殺を図ることを防ぐ ための相談窓口を設置しています。

こころといのちの相談・支援東京ネットワーク

一部新規

自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。

また、遺族支援の取組として相談窓口等の情報提供を行っています。

さらに、職域向け講演会等を通じて、自殺に追い込まれない職場環境づくりに寄与します。

SNS 自殺相談 新規

若年層に対する自殺防止対策を強化するため、SNS を活用した自殺相談を試行的に実施します。

健康づくり

生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会の実現に向け、都民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、総合的に推進していきます。



「東京都健康推進プラン21(第二次)」の推進

平成25年3月に「東京都健康推進プラン21 (第二次)」を策定し、総合目標に「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」を掲げ、「がん」「糖尿病・メタボリックシンドローム」「こころの健康」の重点分野を含む14分野について、目標を設定しました。都民の生活習慣病の発症や重症化の予防、生活習慣の改善などに向け、広域的な普及啓発とともに、区市町村や事業者・医療保険者などの取組を支援し、連携を強化しながら、都民の健康づくりを推進しています。

◇専門性を活かした

◇推進主体の取組支援と連携強化

指導や助言

生活習慣病の予防

「食事バランスガイド」や「健康づくりのための身体活動基準 2013 及び指針(アクティブガイド)」等による健康的な食生活や身体活動(生活活動・運動)の普及啓発、健康づくりを担う人材の育成等により、糖尿病等の生活習慣病の予防に取り組みます。

○糖尿病予防対策事業

糖尿病予防動画を活用し、生活習慣改善の必要性や早期治療・治療継続の重要性などについて、都民に向けて普及啓発していきます。また、職域を対象としたシンポジウムを開催し、企業や医療保険者等の糖尿病予防への取組を支援します。

○給食施設や飲食店を通じた健康づくり

商品提供

◇広域的な普及啓発の実施

社会貢献活動

給食施設に対し、各施設の特性に応じた栄養管理が 実現できるよう指導、助言を行うことにより、給食を 通して都民の健康づくりを推進しています。また、野 菜たっぷりのメニューを提供する飲食店の増加に向け た取組を推進しています。

【東京都健康推進プラン21(第二次)の概念図】 総合目標 健康寿命の延伸 健康格差の縮小 (★は重点分野) 3 領域14分野 領域 1 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防(4分野) (★①がん) (★②糖尿病・メタボリックシンドローム) (③循環器疾患) (4COPD) 領域2 生活習慣の改善(6分野) ①栄養・食生活②身体活動・運動③休養④飲酒 (⑤喫煙) ⑥歯・□腔の健康 **領域3** ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備(4分野) (★1) こころの健康 (②次世代の健康) (③高齢者の健康) (④社会環境整備) 都民・推進主体・東京都の取組 区市町村 ◇地域特性を踏まえ **地域資源を活用した事業** 全民への働きかけ 推進主体が連携して、 学校等教育機関 事業者・医療保険者 ◇従業員・医療保険加入 都民の健康づくりを支援 児童・生徒、保護者 への働きかけ 者向け事業、働きかけ 都民 NPO・企業等 保健医療関係団体 ◇健康課題を踏まえた ◇健康づくりの実践

(生活習慣の改善と地域

のつながりづくり)

京

○健康づくり推進のための人材の育成

都民の健康づくりを推進するため、区市町村や医療 保険者等における健康づくりの指導的役割を担う人材 の育成を図っていきます。

○日常生活からの健康づくりのための普及啓発

都民自らが負担感なく野菜の摂取量や歩数の増加などの生活習慣改善や健康づくりが実践できるよう、関係機関等と連携し、都内自治体のウォーキングマップを集約したポータルサイトの充実など、気軽にできる日常生活の工夫の普及啓発や実践のための環境整備を行います。



http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/en/index.html

○職域健康促進サポート事業

経済団体と連携し、職域における健康づくり及びが ん対策等の普及啓発や事業者の取組支援を行います。

がんの予防・早期発見

がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画として、「東京都がん対策推進計画 (第二次改定)」(計画期間:平成30年度から平成35年度まで)を平成30年3月に策定しました。東京都健康推進プラン21(第二次)とともに、がんの予防の一層の推進に取り組んでいきます。

○地域の受診率・精度管理向上事業

区市町村が行う科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上を図るとともに、精密検査の受診結果を区市町村が把握できるよう、関係機関との連携体制を構築し、精密検査の受診率向上及び未受診者への受診勧奨を促進します。また、検診受託機関に対する精度管理講習会を実施します。

○がん検診受診キャンペーン

がんの早期発見につなげるため に、乳がん、子宮頸がんや大腸が んを中心に、メディアや関係団体 と協働したキャンペーンを実施 し、一層の受診促進を図ります。



○がん検診受診促進事業

がん検診をはじめとするがん対策に向けた自治体・企業の気運醸成を図るため、区市町村や企業のがん対策の推進に関する「がん対策推進宣言」を促し、各主体の自主的な取組を推進します。

○がん検診実施体制の整備

マンモグラフィによる乳がん検診及び胃内視鏡による胃がん検診に従事する医師などの技術的研修を実施することで、がん検診の実施体制を整備します。

たばこによる健康影響防止対策

○喫煙の健康影響に関する普及啓発

未成年者の喫煙防止ポスター作品募集や中学生向け リーフレットの配布など、未成年者の喫煙防止に向け た普及啓発を行います。

○受動喫煙防止対策

東京都受動喫煙防止条例(仮称)の施行に向けた体制整備のため、都民や関係団体への普及啓発や区市町村支援を実施し、受動喫煙防止対策の取組を推進していきます。

COPD(慢性閉塞性肺疾患)対策

COPD (慢性閉塞性肺疾患)を知るきっかけとして、イベント会場などに肺年齢測定の体験ブースを設けるなど、認知度向上のための取組を行い、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えるとともに、自分の家族などにも伝える意識を醸成します。

全国がん登録・地域がん登録

がん患者に係る情報を収集し、がんの罹患率及び生存率の推計などを行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図ります。

こころの健康づくり

こころの健康を保つには、十分な休養やストレス対処などが大切です。ストレス対処に関する普及啓発や、地域や職場で相談しやすい環境づくりが求められています。

難病患者・原子爆弾被爆者等への支援

東京都では、原因が不明であり、治療法が確立されておらず、長期の療養を要する難病について国と共に医療費助成や療養生活の支援を行っています。また、原子爆弾被爆者の援護、ウイルス肝炎対策を行っています。

医療費などの助成

難病医療費助成として、国の指定する疾病と都独自に対象としている疾病について、医療費と介護保険のサービス(一部)の自己負担分の一部を助成しています。また、スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を要する腎不全にり患している方などへの医療費助成を実施しています。)

在宅難病患者の一時入院

家族などの介護者が、病気や事故などで一時的に介護できなくなった場合に、在宅難病患者が短期間入院できる病床を、都内の病院に確保しています。

在宅難病患者の訪問診療

寝たきり等により、受療が困難な在宅難病患者を専門医や地域のかかりつけ医などで構成される医療チームが訪問し、診療しています。

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、診療 報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施してい ます。

人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

災害等による電力不足に備え、人工呼吸器療法を実施する医療機関が在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に無償で貸与するための非常用電源装置の確保を支援しています。

在宅難病患者療養相談

在宅療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健所の保健師などが家庭訪問や電話、所内での 面談などにより、療養上の御相談に応じています。

難病医療ネットワーク

難病患者・家族が安定した療養生活が送れるよう、 拠点・協力病院や保健所など関係機関の連携による難 病医療提供体制を確保しています。

東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者の日常生活における相談・ 支援、地域交流活動の促進などを行っています。

(1)東京都難病相談・支援センター

内 容 療養相談、就労相談、難病医療相談会、 難病医療講演会

(2)東京都多摩難病相談・支援室

内 容 療養相談、就労相談

(3)東京都難病ピア相談室

内 容 ピア相談、患者・家族交流会

難病患者就労等サポート事業

難病患者やその家族などが、各支援機関などと交流 する場を設置し、就労や療養生活上の相談対応や、必 要に応じ支援機関へつなげる取組を行います。

原子爆弾被爆者の援護

原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対する健康診断、 原子爆弾被爆者への医療の給付、健康管理手当などの 支給、健康指導や被爆者の子に対する医療費の助成を 実施しています。

ウイルス肝炎対策

肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、都保健所、区市町村及び職域での肝炎ウイルス検査の実施体制整備に努め、受検勧奨に取り組んでいます。

また、かかりつけ医と肝臓専門医療機関の医療連携に基づく肝炎診療ネットワークの推進、インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療(インターフェロンを用いない服薬による治療)医療費の助成や、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、慢性肝炎等で療養中の方を対象とした検査費用の助成なども実施しています。

さらに、肝疾患診療連携拠点病院を指定し、肝疾患相談センターにおいて肝炎患者等への相談支援を行っています。

血液の確保・臓器移植対策等の充実

血液事業は、医療にとって必要不可欠な血液製剤を 安定的に確保することを目的としています。また、臓 器移植医療に対する都民の理解や骨髄ドナー登録を推 進しています。

安全な血液の確保

10代、20代の若年層を中心とした献血の普及啓発や献血者登録制度への支援を行っています。

血液製剤の適正使用

医療機関において自己評価を行うための目安となる 評価指標を策定するとともに、医療関係者に対して講 演会などを開催しています。

臓器移植対策・骨髄移植対策

都民に臓器提供意思表示カード付リーフレットを配布し普及・啓発を行うとともに、臓器提供医療機関などに連絡調整を行う東京都臓器移植コーディネーターを設置しています。また、都の保健所において骨髄バンク推進月間を中心に末梢血幹細胞移植を含む骨髄ドナーの登録受付を実施するなど、ドナー確保を図っています。

医療保険

医療保険は、病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行うことで、だれもが安心して治療を受けられるようにし、健康保持と生活の安定を図ることを目的とした制度です。会社などで働く人やその被扶養者が対象となる健康保険、自営業者などを対象とする国

民健康保険、そして 75 歳以上の方 (65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある方を含む。)を対象とした後期高齢者医療制度があり、国民はいずれかの保険に加入することになっています。

医療保険に加入すると被保険者証が交付され、保険 医療機関などの窓口で提示することにより、医療費の 全額ではなく、一部を支払うことで医療を受けること ができます。

国民健康保険

日本は、国民皆保険制度であるため、勤務先の健康 保険などに加入している場合を除いて、必ず国民健康 保険に加入することになっています。

国民健康保険には、都道府県及び区市町村を保険者 とするものと同種の事業又は業務に従事する者で組織 する国民健康保険組合を保険者とするものがあり、保 険料(税)は保険者によって異なります。

- ※介護保険第2号被保険者は、医療分(基礎分+後期高齢者支援金等分)と介護分の合計額を保険料(税)として納めることになっています。
- ※加入などの手続は、各区市町村の国民健康保険主管課又 は各国民健康保険組合で行っています。

健康保険

健康保険には、主として中小企業の従業員を対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)と大企業や同種同業の企業が組合を設立して行う組合管掌健康保険があります。保険料は、報酬を基に決定された標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を乗じて得た額となり、事業主と被保険者が1/2ずつ負担します(健康保険組合によって異なります。)。

保険給付は、加入者(被保険者及び被扶養者)の病 気やけが、出産、死亡に関して受けられます。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が加入する医療制度です。

保険料額の決定や医療給付など制度の運営は、都内の全区市町村が設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行いますが、保険証の引渡しや保険料の徴収、各種の届出などはお住まいの区市町村が行います。

| 医療保険の仕組み| | 診療 | 医療機関 | 一部負担金などの支払い | 被保険者 (患者) | 医療費の請求 | 医療費の請求 | を療費の表払い | 保険者 | 審査支払機関 | 審査支払機関 |

(注)健康保険では、

- ・審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金
- ・保険者は、全国健康保険協会又は健康保険組合 国民健康保険では、
- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
- ・保険者は、都道府県及び区市町村、又は国民健康保険組合 後期高齢者医療制度では、
- ・審査支払機関は、国民健康保険団体連合会
- ・保険者は、後期高齢者医療広域連合